

附 則
この規程は、告示の日から施行する。

熊本県議会告示第3号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県議会議長 池 田 和 貴

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程(平成7年熊本県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第9条中「認印するとともに、」を削る。

別記第1号様式から別記第4号様式中「印」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

熊本県企業局告示第1号

熊本県有料駐車場管理条例(昭和54年熊本県条例第52号)第8条第1項の規定により熊本県営有料駐車場及び熊本県営第二有料駐車場の指定管理者を指定したので、熊本県公営施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 施設の名称 | 指 定 管 理 者 | | 指定の期間 |
|-------------|--------------------|-------------------------------|-----------------------|
| | 所 在 地 | 名称及び代表者 | |
| 熊本県営有料駐車場 | 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地 | 日本パーキンググループ | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 熊本県営第二有料駐車場 | | 代表者 日本パーキング株式会社 代表取締役 玉井克彦 | |

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年(2021年)3月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程
熊本県工業用水道供給規程(昭和50年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「料金の徴収に関する」を「管理」に改め、「第9条」を「第13条」に改める。

第15条中「1平方センチメートル当たり0.5キログラム」を「49キロパスカル」に改める。

第26条の見出し中「料金」を「工業用水道料金」に改め、同条中「料金の減免」を「工業用水道料金の減免」に改める。

第27条第1号中「料金」を「工業用水道料金」に改め、同条第4号中「料金」を「工業用水道料金」に改める。

第29条を第33条とし、第28条の次に次の4条を加える。

(指定施設の利用料金)

第29条 指定施設においては、利用料金のうち、利用料金から協力料(使用者ごとに、未達水量1m³当たり15円を乗じて算出される金額をいい、また、未達水量とは、使用者ごとに各日につき、1日当たりの使用水量として使用者が管理者に届け出ている水量から基本使用水量、特定使用水量及び超過使用水量を控除した水量をいう。)並びに協力料に係る消費税及び地方消費税を控除して得られる金額に対して、当該時点における按分率を乗じて算定される料金は運営権者が自らの収入として収受する。

2 前項に定める按分率とは、期間及び指定施設ごとに次のとおりとする。

| 期 間 | 八代工業用水道 | 有明工業用水道 |
|---------------------|---------|---------|
| 令和3年4月1日から令和8年3月31日 | 100.0% | 30.8% |